

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 2 月13日

【四半期会計期間】 第41期第 3 四半期(自 平成29年10月 1 日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 株式会社Nuts

【英訳名】 Nuts Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 田 浩 章

【本店の所在の場所】 東京都港区東麻布三丁目3番1号

【電話番号】 03 - 3568 - 5020

【事務連絡者氏名】 経理部長 山 口 智 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東麻布三丁目3番1号

【電話番号】 03 - 3568 - 5020

【事務連絡者氏名】 経理部長 山 口 智 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第3四半期累計期間	第41期 第3四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (千円)	770,435	132,330	—
経常利益又は経常損失() (千円)	48,916	563,967	—
四半期純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (千円)	48,268	565,507	—
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	—	565,665	—
純資産額 (千円)	1,392,215	720,801	1,281,950
総資産額 (千円)	3,603,868	2,309,423	3,227,613
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	1.01	9.43	—
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	0.98	—	—
自己資本比率 (%)	38.2	30.3	39.2

回次	第40期 第3四半期会計期間	第41期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	3.49	3.71

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 当社は、前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、第40期第3四半期連結累計期間に代えて、第40期第3四半期累計期間について記載しております。また、前連結会計年度については、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末としていることから、前連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結貸借対照表項目のみ記載しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第41期第3四半期累計期間は、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、当第3四半期連結会計期間において、「医療関連事業」及び「アライアンス事業」を新たに追加したことにより報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

また、主要な関係会社の異動については、当第3四半期連結会計期間において医療関連事業に関連して株式会社ヴィデビムスを新規設立しております。

この結果、平成29年12月31日現在では、当社グループは、当社及び子会社2社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに事業等のリスクは以下のとおりであります。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した、「事業等のリスク」から重要な変更はありません。

医療関連事業について

当社グループは、安定した収益基盤を構築するため、医療関連事業に新規参入する方針ですが、市場環境や競合状況の悪化、関連する法規制の強化、米国コロンビア大学、提携医療機関その他の業務提携先・パートナー企業や、当社子会社の代表取締役である加藤友朗をはじめとする特定の医療関係者等との提携・協力関係の悪化、終了又はかかる業務提携先等が確保できないこと、医療関連事業を展開する上で必要となる医療施設の開設支援が予定通り進捗しないこと、業務提携先等の過誤等による医療関連事業に関する社会的信用の毀損、医療関連事業のための当社グループにおける人材確保が予定通り進捗しないこと等の理由により、当初予定していた成果を実現できない場合には、当社グループの継続的な事業経営に重大な影響を与える可能性があります。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当社は、前事業年度において、過去から継続していた実質的な営業キャッシュ・フローのマイナスがプラスに転じたものの、当第3四半期連結累計期間におきましては、555百万円の営業損失となっており、これらの状況から、継続企業の前提に関する重要事象等の状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、「第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 重要事象等について」に記載のとおり、当社としての対応策を講じていること、及び現時点において財務面における安定性は十分に確保されていると考えられることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成29年12月22日の取締役会決議において、当社の医療関連事業を推進するにあたり、米国コロンビア大学に所属するコロンビア大学病院メディカルセンター(Columbia University Medical Center(以下、「CMC」という。))が米国で提供している心臓疾患及び胆管道疾患に対する専門医療に代表される高度な医療サービスを活用することを目的として、CMCが所属する米国コロンビア大学と業務提携契約(以下、「本契約」という。)の締結を決議し、同日付で本契約を締結いたしました。

当社は、日本国内における会員制医療施設の開設・運営等に係るコンサルティングサービスの提供及び当該会員制医療施設に入会する会員(個人の患者の方々)を募集する事業を行うことを予定しております。本契約により、CMCより当該医療施設の開設・運営の各段階に応じた以下のコンサルティング等の業務の提供を受ける予定です。なお、本契約の契約期間は5年間となっておりますが、当社はかかる契約期間経過後においても、引き続きCMCからの指導と助言を受けられるよう、必要に応じて米国コロンビア大学と交渉していく予定です。

(1)医療施設開設前の段階

- ・医療施設の運営方針に関するコンサルティング
- ・施設計画及び医療機器の調達に関するコンサルティング
- ・患者中心の医療サービスの提供及び個人情報保護施策に関するコンサルティング
- ・インフラ及びITの品質確保に関するコンサルティング
- ・医療施設の開設前後における、医師及び従業員の雇用並びに人事教育に関するコンサルティング

(2)医療施設開設前における試験運用の段階

- ・医療用施設の事前準備(オープニング計画、トレーニング、シミュレーション)に関するコンサルティング
- ・医療施設の運用開始にあたっての評価

(3)医療施設開設後の段階

- ・医療施設の品質管理に関するコンサルティング

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日～平成29年12月31日）における我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続き、個人消費も緩やかな回復傾向が見られましたが、節約志向も依然強く、消費の盛り上がりにおける状況が続いております。

当社が主な事業領域といたしますアミューズメント業界におきましては、消費税アップによる消費意欲の低下や新作不振、オンラインゲームの拡張といった要因から当第3四半期連結累計期間においても大きな改善が見られませんでした。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高132百万円、営業損失555百万円、経常損失563百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失565百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

コンテンツ事業

コンテンツ事業につきましては、著作権仲介ビジネスの一環である映像コンテンツの撮影及び制作等の周辺業務を中心に営業活動を行ってまいりました。

前年同期に比べて、制作等の周辺業務の受注が大幅に増加し、売上高は31百万円、セグメント損失は124百万円となりました。

アミューズメント事業

アミューズメント事業につきましては、アミューズメント施設用メダルゲーム機への転用事業を中心に営業活動を行ってまいりました。

前年同期に比べて利益率の高い案件に注力したものの、アミューズメント施設用メダルゲーム機への転用事業に関する受注がに減少した結果、売上高は101百万円、セグメント利益は1百万円となりました。

医療関連事業

医療関連事業につきましては、医療関連事業における新規事業及び関連会社に係る業務を中心に営業活動を行ってまいりました。

子会社設立や業務提携等の事業の進捗はあったものの、売上に繋がる案件が無かった結果、売上高0百万円、セグメント損失15百万円となりました。

アライアンス事業

アライアンス事業につきましては、コンテンツ及びアミューズメント事業とは異なる業務提携及び事業推進を中心に営業活動を行ってまいりました。

新規案件獲得に注力したものの、当第3四半期連結会計期間中の案件獲得には至らなかった結果、売上高0百万円、セグメント損失は1百万円となりました。

なお、上記の金額には管理部門に係る配賦不能営業費用は含んでおりません。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は2,309百万円(前連結会計年度末は3,227百万円)となり、918百万円減少いたしました。この主な要因は、現金及び預金の減少(2,429百万円から1,607百万円へ821百万円減)、固定資産の減少(660百万円から339百万円へ320百万円減)によるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は1,588百万円(前連結会計年度末は1,945百万円)となり、357百万円減少いたしました。この主な要因は、買掛金の増加(49百万円から346百万円へ297百万円増)、前受金の減少(1,728百万円から1,080百万円へ647百万円減)によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は720百万円(前連結会計年度末は1,281百万円)となり、561百万円減少いたしました。この主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失565百万円の計上による利益剰余金の減少(4,850百万円から5,416百万円へ565百万円減)によるものであります。

この結果、自己資本比率は30.3%(前事業年度末は39.2%)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 重要事象等について

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク(継続企業の前提に関する重要事象等について)」に記載のとおり、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく以下の対応策を実施してまいります。

1. 新規事業の早期実現と既存事業の強化・拡大

安定的な収益を継続的に確保できる体制を構築すべく、既存事業の強化・拡大を図ってまいりましたが、現在の当社の状況を打開するためには、既存事業に加えて新規事業の早期実現が必要であると認識しております。

既存事業の強化・拡大に加えて、外部経営環境の変化に柔軟性をもって対応し、実効性の高い新規事業の組成・事業化に尽力してまいります。

また、新規事業の実現を前提とした管理体制の強化を達成する諸施策を考案し実施してまいります。

2. 経営方針の明確化と経営資源の最適化

当社の会議体である経営会議、取締役会を継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況の解消に向けての施策・試案・進捗状況の確認等の横断的な議論・判断の場とすべく運営しております。

このような会議体において採算性を重視した経営方針による経営効率化を推進中であり、経営陣と従業員が目的意識の共有化を図るとともに経営の客観性及び透明性の向上を図ってまいります。

一方で、当社は前事業年度において実施された第三者割当による新株式発行等に伴い、財務体質については大幅な改善を実現し、財務面における安定性は十分に確保されていると考えております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、四半期連結財務諸表への注記は記載しておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	184,952,000
計	184,952,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,118,220	62,118,220	東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数 1,000株
計	60,118,220	62,118,220	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年12月22日
新株予約権の数(個)	14,500,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,500,000
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、177円とする(以下、「当初行使価額」という。))。 3. 行使価額の修正 行使価額は、平成30年1月11日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。 また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

新株予約権の行使時の払込金額

4．行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整後

行使価額

=

調整前

行使価額

×

既発行

普通株式数

+

交付普通株式数 × 1株当たり

の払込金額

の時価

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

7/23

新株予約権の行使時の払込金額	当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
-----------------------	---

新株予約権の行使時の払込金額	(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。 (7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使期間	自 平成30年1月10日 至 平成30年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増悪化する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	該当事項ありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年12月31日	—	60,118,220	—	3,568,096	—	2,618,477

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 131,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,931,000	59,931	—
単元未満株式	普通株式 56,220	—	—
発行済株式総数	60,118,220	—	—
総株主の議決権	—	59,931	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が113,000株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数113個が含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社Nuts	東京都港区東麻布 三丁目3番1号	131,000	—	131,000	0.22
計	—	131,000	—	131,000	0.22

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第 4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当社は前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人元和による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,429,490	1,607,634
売掛金	79,410	354,006
商品及び製品	587	942
その他	57,495	7,022
流動資産合計	2,566,983	1,969,606
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	140,500	—
車両運搬具（純額）	15,173	18,198
工具、器具及び備品（純額）	684	749
土地	64,500	—
有形固定資産合計	220,857	18,948
無形固定資産		
権利金	334,362	218,621
その他	8,704	6,562
無形固定資産合計	343,066	225,184
投資その他の資産		
長期貸付金	1,434,012	1,434,012
破産更生債権等	114,673	114,673
敷金及び保証金	346,622	345,210
長期未収入金	275,416	275,416
その他	83	473
貸倒引当金	2,074,102	2,074,102
投資その他の資産合計	96,705	95,684
固定資産合計	660,629	339,816
資産合計	3,227,613	2,309,423
負債の部		
流動負債		
買掛金	49,262	346,811
短期借入金	17,000	—
未払法人税等	17,542	9,805
前受金	1,728,000	1,080,810
その他	45,682	62,785
流動負債合計	1,857,487	1,500,211
固定負債		
長期預り保証金	88,175	88,410
固定負債合計	88,175	88,410
負債合計	1,945,662	1,588,621

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,568,096	3,568,096
資本剰余金	2,618,477	2,618,477
利益剰余金	4,850,819	5,416,327
自己株式	69,765	70,049
株主資本合計	1,265,988	700,196
新株予約権	15,962	15,962
非支配株主持分	—	4,642
純資産合計	1,281,950	720,801
負債純資産合計	3,227,613	2,309,423

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	132,330
売上原価	177,523
売上総損失()	45,192
販売費及び一般管理費	510,261
営業損失()	555,454
営業外収益	
受取利息	10
その他	2,917
営業外収益合計	2,927
営業外費用	
支払利息	52
新株予約権発行費	9,215
その他	2,172
営業外費用合計	11,440
経常損失()	563,967
税金等調整前四半期純損失()	563,967
法人税、住民税及び事業税	1,698
法人税等合計	1,698
四半期純損失()	565,665
非支配株主に帰属する四半期純損失()	157
親会社株主に帰属する四半期純損失()	565,507

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
四半期純損失 ()	565,665
四半期包括利益	565,665
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	565,507
非支配株主に係る四半期包括利益	157

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項ありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第3四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社ヴィデビムスを連結の範囲に含めております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	
減価償却費	125,927千円
のれんの償却額	2,116千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	コンテンツ 事業	アミューズ メント事業	医療関連事 業	アライアン ス事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	31,298	101,032	—	—	132,330	—	132,330
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	31,298	101,032	—	—	132,330	—	132,330
セグメント利益又は 損失()	124,350	1,637	15,693	1,400	139,806	415,648	555,454

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 415,648千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結会計期間より、報告セグメントとして「医療関連事業」及び「アライアンス事業」を新たに追加しております。この変更は、平成29年12月1日付で、医療関連事業における新規事業及び関連会社に係る業務を効率的且つ機動的に行うために「医療関連事業部」を新設し、また、これまで準備計画を進めてきたアミューズメント事業及びコンテンツ事業とは異なる業務提携及び事業推進を一括に集約することによって新たな事業領域での新規事業を効率的且つ機動的に行うために「アライアンス事業部」を新設する組織変更を行ったことに伴うものであります。

3. 報告セグメントごとの資産に関する情報

該当事項ありません。

４．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額	9円43銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(千円)	565,507
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額(千円)	565,507
普通株式の期中平均株式数(株)	59,986,744

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 重要な資金調達

当社は、平成29年12月22日の取締役会決議により、EVO FUND(以下「割当予定先」という。)を割当予定先とする第5回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー()。以下「本契約」という。)を割当予定先との間で締結すること、並びに割当予定先に対して無担保社債(私募債)(以下「本社債」といい、本新株予約権と総称して「本資金調達」という。)を本新株予約権と同時に発行することを決議しました。本資金調達は、当社が新規事業として実施を予定している医療関連事業のために必要となる医療施設の開設支援のための設備投資に充当することが目的であります。

本新株予約権については、平成30年1月9日に発行価額の総額(13,775,000円)の払込みが完了しております。また本新株予約権の行使により1月25日及び2月1日において、総額301,500,000円の資金調達を行っております(これに伴い交付された普通株式数は200万株となっております)。

なお本社債については、平成30年1月9日に社債の額面総額1,600,000,000円の払込みが完了しております。

<第5回新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成30年1月9日
(2) 新株予約権の総数	14,500,000個
(3) 発行価額	総額13,775,000円(第5回新株予約権1個当たり0.95円)
(4) 当該発行による潜在株式数	14,500,000株(新株予約権1個につき1株)
(5) 資金調達の額	2,554,975,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：177円 本新株予約権の行使価額は、平成30年1月11日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」という。)(但し、当該金額が下限行使価額98円を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を割当予定先に割り当てる。
(8) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する本契約を締結する。

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(当初行使価額にて算定)を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

() 新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(14,500,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として82価格算定日以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として42価格算定日以内に、6,000,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております(前半コミット)。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴です。また、本新株予約権と同時に本社債を発行することにより、社債発行による即時の資金調達と、新株予約権の段階的な行使による資金調達を可能にしています。本新株予約権の概要は以下のとおりであります。

(本新株予約権の概要)

発行数	14,500,000個
発行価額の総額	13,775,000円
行使価額の総額	2,566,500,000円
期間	原則約4ヶ月(コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で17回(予定)(5価格算定日毎に修正、計17回)
行使価格	VWAPの90%
全部コミット	82価格算定日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	42価格算定日以内における本新株予約権の発行数の約41%以上の行使をコミット
下限行使価格	98円(価格決定日(平成29年12月21日)終値の50%)

(注)本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

<無担保社債(私募債)の概要>

(1)社債の名称	株式会社Nuts第1回無担保普通社債
(2)社債の額面総額	1,600,000,000円
(3)各社債の額面金額	100,000,000円
(4)利率	年1.0%
(5)払込金額	額面100,000,000円につき100,000,000円
(6)償還金額	額面100,000,000円につき100,000,000円
(7)払込期日	平成30年1月9日
(8)償還期限	平成30年5月10日
(9)総額引受人	EVO FUND

2. 前受金の返金

当社は、遊技機製造メーカーであるY社が、大手音楽関連事業者であるX社から使用許諾を受けた複数のアーティストを使用した遊技機の製作・販売を行う場合には、当社が当該使用許諾権に関する交渉・対価の請求・受領・支払等の代理業務及びこれに付随するプロモーション活動等を実施する契約上の地位を有しております。

当該契約上の地位を取得した平成28年5月31日当初は、当社がY社から受け取る対価はY社が製作・販売した当該遊技機の販売数量に応じて変動するものでしたが、その後、当社とY社で協議を行い、Y社が平成31年7月までに最低保証販売台数の販売を進めること及び当該合意に関する最低保証許諾料としてY社は当社に16億円を支払う旨の覚書を平成28年12月12日に締結しております(以下「旧覚書」という。)。なお当社は当該入金額16億円は全額を前受金として処理しております。

その後、X社の有するコンテンツの一部アーティストについて使用許諾がおりなかったことや、遊技機の販売市場の環境変化等の諸事情を勘案し、当社とY社間で協議を重ねた結果、使用許諾可能アーティストを変更するとともに最低保証許諾料を10億円に減額することに合意し、平成29年8月31日に新たに覚書を当社とY社の間で締結しております(以下「新覚書」という。)。この結果、当社は旧覚書で受領した前受金のうち6億円をY社に返金しております。

その後、当社とY社で対象遊技機の製作・販売につき協議を重ねてまいりましたが、この度、Y社との間で当該アーテクトを使用しないことが決定したため、新覚書を解除し前受金に計上していた当該最低保証許諾料の10億円を平成30年1月31日付でY社に返金いたしました。この結果、当該取引に係る前受金残高は0円となっております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 2 月13日

株式会社Nuts
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 由 久 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Nutsの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Nuts及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年12月22日の取締役会決議により、第5回新株予約権の発行及び当該新株予約権の第三者割当契約を割当予定先との間で締結すること、並びに当該割当予定先に対して無担保社債（私募債）を発行することを決議している。本新株予約権の発行価額総額13百万円及び本社債の額面総額1,600百万円は平成30年1月9日に払込みが完了している。また本新株予約権の行使により当第3四半期連結会計期間末日後において総額301百万円の資金調達を行っている。

2．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は遊技機製造メーカーから受領し前受金に計上していた最低保証許諾料の10億円を、平成30年1月31日付で当該遊技機製造メーカーに返金している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) １．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。